

崖等整備資金助成事業の拡充について

1 背景及び目的

土砂災害から区民の生命と財産を保護し災害に強いまちづくりを推進することを目的として、文京区では崖等整備資金助成事業において崖及び擁壁（以下「崖等」という。）の整備に係る費用の一部を助成することで、擁壁の築造等を促進してきたところである。

今後、土砂災害時における崖下建築物の安全性確保のため新たに助成を行うとともに、崖等の整備をより促進するため助成額を一部増額する。

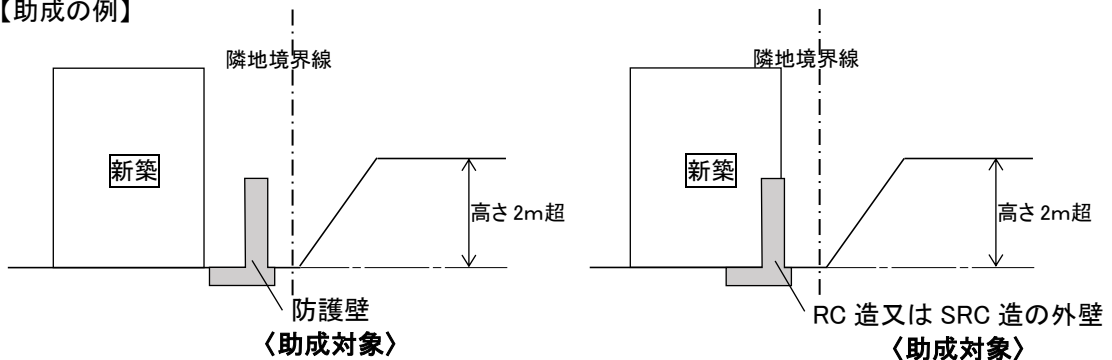
2 拡充の概要

(1) 崖下建築物の減災工事助成の新設

助成対象：崖下に存する住宅又は居室を有する建築物の崖等^{※1}の崩壊に対して安全になるよう行う工事^{※2}（下図参照）

助成額：工事に要する費用の1/2かつ上限100万円

【助成の例】



(2) 崖等整備工事助成 助成額の増額

助成対象：土砂災害(特別)警戒区域外の崖等^{※1}の整備

助成額：(現行)整備に要する費用の1/2かつ上限100万円

⇒(拡充)整備に要する費用の1/2かつ上限200万円

※1 高さ2mを超える部分を含む崖及び擁壁

※2 以下のいずれかの場合で建築確認済証を取得したものとする。

- ・崖の崩壊に対して安全となる防護壁を設ける場合
- ・主要構造部を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする場合

3 今後のスケジュール

令和3年 3月 2月定例議会建設委員会報告
区報及びHP掲載
4月 新制度による助成開始